金法第十六条の規定による当該障害基礎年金の裁定請求に併せて行われるときは、第二項の規定により第一項の請求書に添えなければならないこととされた書類等のうち当該障害基礎年金の裁定請求書に添えたものについては、第二項の規定にかかわらず、第一項の請求書に添えることを要しないものとする。

附則第二十七条中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、附則第二十一条第二項第四号中「引き続き生計」とあるのは「生計」と、同項第五号中「加給年金額の対象者である子のうち、障害等級の一級又は二級の障害の状態にある子であって、厚生労働大臣」と、「があるとき」とあるのは「にあって」と読み替えるものとする。

附則第二十八条の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　障害共済年金の受給権者が同時に当該障害共済年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する場合において、当該受給権者が、国民年金法施行規則第三十三条の七第一項の届出を行ったときは前項の届出を行ったものとみなす。

附則第二十八条の次に次の一条を加える。

第二十八条の二　前条第一項の規定に該当する者が、廃止前農林共済法施行令別表第一に定める程度の障害の状態に該当することとなったときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、附則第五十条に規定する申請書が提出された場合は、この限りでない。

一　受給権者の住所、氏名、生年月日及び基礎年金番号

二　障害共済年金の年金証書の年金コード

三　支給を停止すべき事由が消滅した事由及びその事由に該当した年月日

四　加給年金額の対象者があるときは、その者の氏名、生年月日及び基礎年金番号並びにその者が受給権者によって生計を維持している旨

五　加給年金額の対象者が廃止前農林共済法第三十八条の二第二項に規定する年金（その全額につき支給を停止されているものを除く。）の支給を受けることができるときは、当該年金の名称、その支給を行う者の名称、当該年金の支給を受けることができることとなった年月日及びその年金証書又はこれに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一　提出日前一月以内に作成された受給権者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

二　障害の状態に関する診断書

三　加給年金額の対象者があるときは、その者と受給権者との続柄を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

四　加給年金額の対象者があるときは、その者が受給権者によって生計を維持していることを明らかにすることができる書類

3　第一項の届出は、障害共済年金の受給権者が同時に当該障害共済年金と同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する場合においては、国民年金法施行規則第三十五条第一項の届出に併せて行わなければならない。この場合において、第一項の届書に記載することとされた事項及び前項の規定により第一項の届書に添えなければならないこととされた書類等のうち同条第一項の届書に記載し、又は添えたものについては、前二項の規定にかかわらず、第一項の届書に記載し、又は添えることを要しないものとする。

附則第三十条第一項第一号中「受給権者の」の下に「住所、」を加える。

附則第三十条の次に次の一条を加える。

（遺族共済年金の支給停止事由該当の届出）

第三十条の二　遺族共済年金の受給権者である六十歳未満の夫、父母又は祖父母は、障害等級の一級又は二級の障害の状態に該当しなくなったときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　受給権者の住所、生年月日及び基礎年金番号

二　遺族共済年金の年金証書の年金コード

三　障害等級の一級又は二級の障害の状態に該当しなくなった年月日

附則第三十一条第一項第一号中「請求者の」の下に「住所、」を加え、同項第三号中「氏名」の下に「、生年月日」を加え、同項第四号を次のように改める。

四　削除

附則第三十一条第一項第七号を次のように改める。

七　請求者以外に組合員又は組合員であった者の配偶者又は子があるときは、その者の氏名及び生年月日並びにその者と組合員又は組合員であった者との続柄

附則第三十一条第二項第三号中「戸籍謄本」を「市町村長の証明書又は戸籍の謄本若しくは除籍の謄本」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二　請求者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により請求者に係る本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

附則第三十一条第二項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　前条第七号に掲げる場合に該当する者があるときは、その者と組合員又は組合員であった者との続柄を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

附則第三十一条の次に次の一条を加える。

（所在不明とされた者の請求）

第三十一条の二　前条の規定は、廃止前農林共済法第五十条第一項の規定によって支給を停止されている遺族共済年金の支給の停止の解除を請求しようとする場合について準用する。この場合において、前条第一項第三号中「所在不明である者又は失権した者」とあるのは「廃止前農林共済法第五十条第二項の規定により当該遺族共済年金の支給を受けている者」と、前条第二項第一号中「廃止前農林共済法第五十条第一項又は同法第五十二条各号のいずれかに該当する事実を明らかにすることができる書類」とあるのは「提出日前一月以内に作成された請求者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により請求者に係る本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）」と、前条第二項第二号中「遺族共済年金」とあるのは「廃止前農林共済法第五十条第二項の規定により当該遺族共済年金の支給を受けている者」と読み替えるものとする。

附則第三十二条第一項中「国民年金法による遺族基礎年金の支給を受けることができることとなったとき若しくはその支給を受けることができなくなったとき又は」を削り、「給付若しくは」を「給付又は」に改め、同項第一号中「、性別」を削り、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項中「国民年金法による遺族基礎年金又は」を削る。

附則第三十三条中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、附則第二十一条第二項第五号中「加給年金額の対象者である子のうち、障害等級の一級又は二級の障害の状態にある子であって、厚生労働大臣」と、「があるとき」とあるのは「にあって」と読み替えるものとする。

附則第三十七条を次のように改める。

第三十七条　削除

附則第三十九条の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条中「附則第二十八条」を「附則第二十八条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　附則第二十八条の二第一項及び第二項の規定は、前項の規定に該当する者が、旧制度農林共済法別表第二の上欄に掲げる程度の障害の状態に該当することとなったときの届出について準用する。

附則第四十条に後段として次のように加える。

この場合において、附則第二十一条第二項第五号中「加給年金額の対象者である子のうち、障害等級の一級又は二級の障害の状態にある子であって、厚生労働大臣」と、「があるとき」とあるのは「にあって」と読み替えるものとする。